

けがをしている

鳥や動物を見つけたら…？

1. まずは様子を見てください。
2. ひなや幼獣を安易に拾わないでください。
3. 保護は最終手段です。

○野生の鳥獣は、自然に回復する力を持っています。

○むやみに保護せず、そのままにしておくことが大切です。

○逃げ回る鳥獣を無理に追いかけたり、餌を無理に食べさせたりしないでください。



◎傷病野生鳥獣とは

○傷ついたり弱ったりしている野生の鳥類や哺乳類のことです。

○イヌ、ネコなどのペット、家禽や鳥類・哺乳類以外の野生生物は、対象ではありません。

○傷病野生鳥獣であっても、次の種については保護の対象としていませんので、ご理解ください。

- 1) 「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（環境省・農林水産省）」に記載されている外来鳥獣
- 2) 農林水産業又は生活環境に被害を発生させているため、有害性が高い鳥獣として毎年相当数捕獲されている次の鳥獣
(鳥類) ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト（カワラバト）、キジバト、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワウ
(獣類) イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル
- 3) ひなや出生直後の幼獣
- 4) 重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない又は放野が不可能と判断される鳥獣

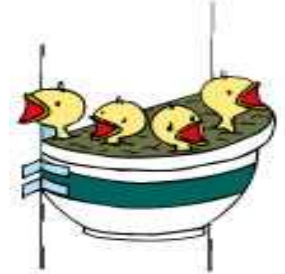
◎ひなや幼獣をみつけたら…？

十分に飛べないひなや幼獣については、しばらく待っていると親がやって来て安全な場所へ連れて行くことがほとんどです。安易に拾わないでください。

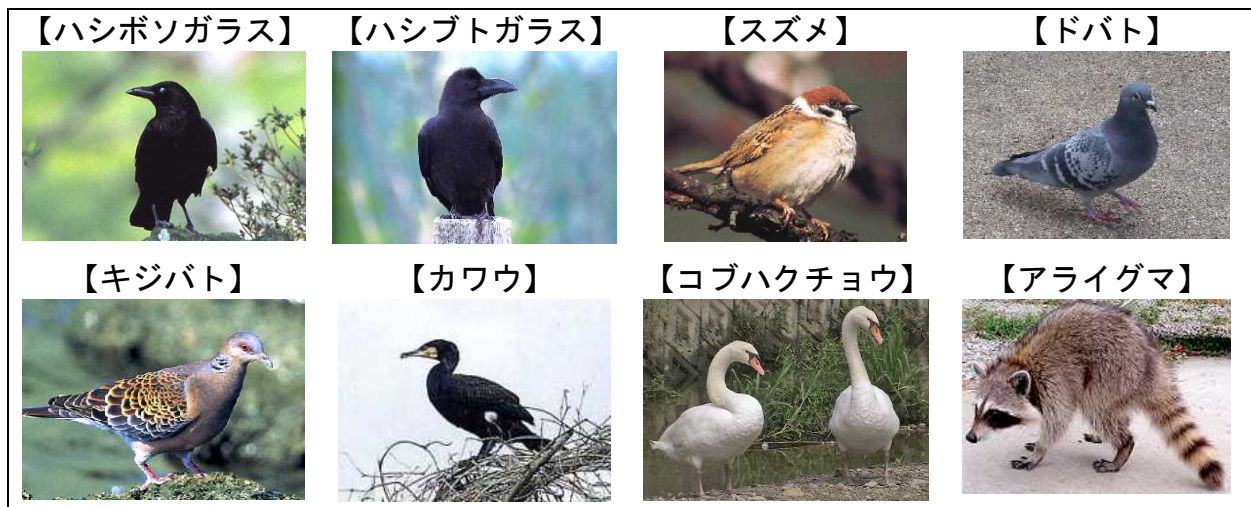
人間が保護しても、野生で生きていくために必要な知恵を教えることは非常に困難です。近くにネコなどがいたら、茂みや近くの木々の枝先など、ネコなどが近寄れないところに移してください。

鳥の巣が落ちていたら、その巣をザルやカップ麺の容器、箱などに入れ、仮の巣として元の巣の近くに取り付けて、ひなを中に戻してください。

ただし、ひなにさわると、安全や衛生上、手袋などをして取り扱ってください。（親鳥が人間のにおいを気にすることはありません。）



◎保護の対象としない主な野生鳥獣



◎傷病野生鳥獣保護の受付、問い合わせ先

●傷病野生鳥獣保護の受付を、次の場所で行っています。

原則として、受付場所に事前連絡の上、見つけた方が次の場所まで搬送をお願いします。

公益財団法人 かがわ水と緑の財団 公淵森林公園事務所

○所在地：高松市東植田町 1210-3 公淵森林公園内

電話：087-849-0402 F A X：087-849-1667

受付時間：8：30～17：00（年末年始を除く）

傷病鳥獣保護収容者

○所在地：東かがわ市松原 2111 番地 (株)白鳥どうぶつ園

電話：0879-25-0998

受付時間：9：00～17：00

○所在地：観音寺市粟井町 615-1 (有)久保田材木店工場内

電話：0875-27-7660

受付時間：8：30～17：00（年末年始を除く）

●傷病野生鳥獣保護についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

香川県環境森林部みどり保全課 野生生物グループ

電話：087-832-3227（直通）（平日）

受付時間：8：30～17：00（休日、年末年始を除く）